

**「加入光ファイバに係る接続料の算定方法  
の在り方について」  
に対する意見**

**2015年5月26日  
東日本電信電話株式会社  
西日本電信電話株式会社**

# 基本的な考え

- 2020年代に向けて目指すべきは、世界最高レベルのICT基盤を更に普及・発展(光の新規需要の拡大)させ、国民生活利便の向上や産業の活性化による経済成長を図っていくこと。
- こうした政策目的を実現するために、これまで設備構築事業者との設備競争や公平な接続による競争の促進に努めてきたが、ブロードバンドサービスがモバイルも含めて多様化し、市場が成熟している中、光サービスの普及拡大には、光回線の単純なスイッチング競争から、光アクセス回線に付加価値を加えることで新たなイノベーションを創造する競争へと転換していくことが必要。
- そのため、当社は、ビジネスモデルを大きく転換し、今年2月に「光コラボレーションモデル(光サービス卸)」を提供したところ。5月11日現在、本モデルを利用してサービスを提供している事業者は104社となっている。当社は触媒役として、イノベーションを促進し、新たな需要創造に貢献していく考え。
- こうした従来からの設備競争や公平な接続による競争を確保するとともに、「光コラボレーションモデル(光サービス卸)」を促進していくためには、光のトータルコストを削減していくことが重要。当社は、光のコスト削減に引き続き取り組んでいく考えであり、企業努力による更なる効率化・費用削減はもとより、償却方法の定率法から定額法への見直しも現在検討しているところ。定額法に見直した場合には、その導入年度に償却費は大幅に低減することになり、その後も更なる投資の効率化を進めていくことで、償却費を抑制していく考え。
- 一方、接続料の算定に当たり、本来主端末回線に帰属すべきコストの全部または一部を利用者単位(=分岐回線単位)で負担するといったコスト負担の見直しは、光のトータルコストを削減する効果はないばかりか、不公正な利用を誘発することで非効率な設備構築を助長し、光のトータルコストが上昇する弊害が生じる。また、競争促進の観点からも、こうした見直しは、接続料負担に係る公平性が確保されず、既存事業者に新規事業者のコストを負担させることで新規事業者を優遇することとなり、結果として既存事業者との間のスイッチング競争を助長するだけで、光の新規需要拡大に寄与しないと考えている。したがって、当社としてこうした見直しを実施する考えはない。
- なお、現在の分岐端末回線接続料の算定方法に起因して、本来分岐端末回線に帰属すべきコストが主端末回線のコストに含まれているのであれば、コスト把握の精緻化を図り見直していく考え。

# 政策目的を実現するためには

## ＜政策目的＞

## ＜実現手段＞

光の新規需要拡大

「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」答申(2014.12.18)

・検討に当たっての基本的考え方  
「日本再興戦略」(2013年6月閣議決定)等を踏まえ、世界最高水準のIT社会を実現し、経済活性化と国民生活の向上を図るため、我が国が誇る世界最高レベルのICT基盤の更なる普及・発展の在り方について検討。

光コラボレーションモデル  
(光サービス卸)の促進

設備構築事業者との  
設備競争の促進

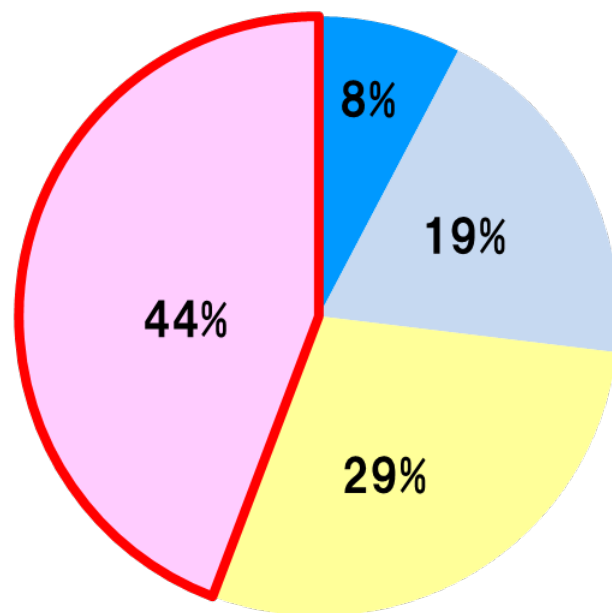
公平な接続の確保  
による競争の促進

光のトータルコストの削減

# 「光コラボレーションモデル」による新規拡大と市場の活性化の状況

- サービス提供事業者数：104社（東:81社／西:82社）

■ 既存キャリア ■ CATV ■ ISP ■ 通信以外の事業者



通信事業者が**6割**  
(既存キャリア・ISP・CATV)

通信以外の事業者が**4割**

- 申込数：101万（東:74万／西:27万）

〔 新規申込数：12万（東:8万／西:4万）  
転用申込数：89万（東:66万／西:23万）

（2015年5月11日現在）

# コスト削減の状況と今後の取り組み

- 当社は、これまで光ファイバケーブルの敷設単価の低減による投資の効率化、保全業務の複合化や点検業務の内製化、業務拠点の集約といった生産性の向上に取り組み、光ファイバ設備のトータルコストを削減してきた。
    - ・ アクセスコスト：東西で▲2,000億円(▲20%)以上の削減（2008年度→2013年度）
  - また、将来原価方式を採用することにより、将来にわたる光ファイバ接続料を設定し、低廉な水準を示すことにより、需要喚起に寄与してきた。
  - その結果、シェアドアクセス方式の主端末回線の接続料を直近5年間で約▲30%引き下げている。(2014年度は自己資本利益率の上昇により一時的に値上げとなっているが、自己資本利益率の影響を除いた単価ベースでは、対前年で▲4%引き下げている。)
  - また、NTTは2018年度からIFRSを導入する検討に着手する予定であり、償却方法について、これに先立って、定率法から定額法へ見直すことを検討中。今後、光ファイバケーブル等の償却方法を見直した場合には、その導入年度に償却費は大幅に低減することになり、その後も更なる投資の効率化を進め、償却費を抑制していく。これに加え、保守エリアの見直し等、業務運営体制の効率化といった生産性の向上に今まで以上に取り組み、投資や保守運営コストの効率化を加速させていく考え。(NTTグループは今後3年間で▲6,000億円以上のコスト削減を実施するが、NTT東西はその約半分を実施する考え。)
- この結果、自己資本利益率の上昇やこれに伴う乖離額調整の影響を見込んでも、光ファイバ接続料は低廉化するものと考えている。
- 当社は継続的に光ファイバのコストを削減していく考えであり、定額法への見直しは一時的な引き下げ効果しかなく、接続料は今後上昇するといった懸念には及ばない。

委員限り

## これまでの主端末回線接続料の低廉化と今後の見通し (東日本)

5～8ページまで委員限り

委員限り

## これまでの主端末回線接続料の低廉化と今後の見通し (西日本)

9～12ページまで委員限り

# 芯線単位で発生するコストを利用者単位の負担に見直す必要はない

- シェアドアクセス方式を利用してFTTH市場に参入する事業者は、一定数の利用者を獲得することを見込んで、OLTや局内スプリッタといった局内装置や当社収容ビルまでのネットワーク設備、ONU等の端末装置を自ら設置・保守し、その上で当社からアクセス回線を借りて事業を展開。
- 現在のシェアードアクセス方式の接続料の水準は、1の光配線区画で2ユーザ獲得すれば、1ユーザあたりコストは約1,700円/月となり、接続事業者は低廉なユーザ料金を設定可能。償却方法を定額法に見直せば、1ユーザあたりコストは更に低廉化する。

このような環境の下で、接続事業者は、既存の光配線区画であっても、以下の観点から複数の利用者を獲得することは可能であり、現にNTT東西よりも速いペースで1芯当たりの収容ユーザ数を高めている事業者もいる。

- ・ 現状の1の光配線区画の平均ユーザ数が50～60であることと固定系超高速ブロードバンド利用率が51.1%であることからすれば、1の光配線区画のうち25～30ユーザが光の未利用ユーザとなっており、新規獲得可能な市場は十分残っていること
  - ・ 実際のFTTH市場では、新規ユーザの獲得競争だけでなく、既存ユーザを対象としたスイッチング競争も展開されていることからすれば、新規参入事業者にとって、光配線区画内の残ユーザ数に関わりなく当該エリアの全ユーザがターゲットとなること（当社のフレッツ光廃止ユーザへのヒアリング調査では、廃止ユーザのうち約30%（過去多い時期では約50%）が他社光サービスに移行している）
  - ・ DSL事業者やフレッツ光上でサービスを展開するISP（例えばソフトバンク殿やTOKAI殿）は、現在でも一定数のユーザにサービス提供しているため、これをシェアードアクセス方式に移行させるだけで、容易に当社と遜色ない収容ユーザ数を獲得することが可能と想定されること
- このように、シェアードアクセス方式により新規参入する事業者は一定数の利用者を獲得することを前提にFTTH市場への参入を判断し、実際に1芯に複数のユーザを獲得できる状況にあることを踏まえれば、適正なコスト負担を歪めてまで当該新規事業者の参入のために負担方法の見直しを行うことは不適當であると考える。
  - また、現在の光配線区画では狭くてユーザを獲得できないと主張している事業者に対し、コスト負担方法を見直してまでシェアードアクセス方式での参入を促した場合、こうした事業者が参入すればするほど設備が非効率となる。結果として光のトータルコストの上昇を招き、光の新規需要拡大という政策目的に寄与しないと考えており、こうした事業者はシェアードアクセス方式の利用に馴染まないと考える。



委員限り

# 【東日本】1芯あたりユーザ数の推移

本ページは委員限り

委員限り

# 【西日本】1芯あたりユーザ数の推移

本ページは委員限り

# 主端末回線に帰属すべきコストの全部または一部を 利用者単位(＝分岐回線単位)の負担に見直すことの問題点

- 本来主端末回線に帰属すべきコストの全部または一部を利用者単位(＝分岐回線単位)で負担するといったコスト負担の見直しは、光のトータルコストを削減する効果はないばかりか、不公正な利用を誘発することで非効率な設備構築を助長し、光のトータルコストが上昇する弊害が生じる。また、競争促進の観点からも、こうした見直しは、接続料負担に係る公平性が確保されず、既存事業者に新規事業者のコストを負担させることで新規事業者を優遇することとなり、結果として既存事業者との間のスイッチング競争を助長するだけで、光の新規需要拡大といった政策目的に寄与しないと考えている。したがって、当社としてこうした見直しを実施する考えはない。

## ① モラルハザード的な利用を誘発する

- 本来シングルスター方式で利用する事業者が、1芯1ユーザ利用でシェアアクセス方式を利用
- 非効率な設備構築を助長することになり、光のトータルコストが上昇

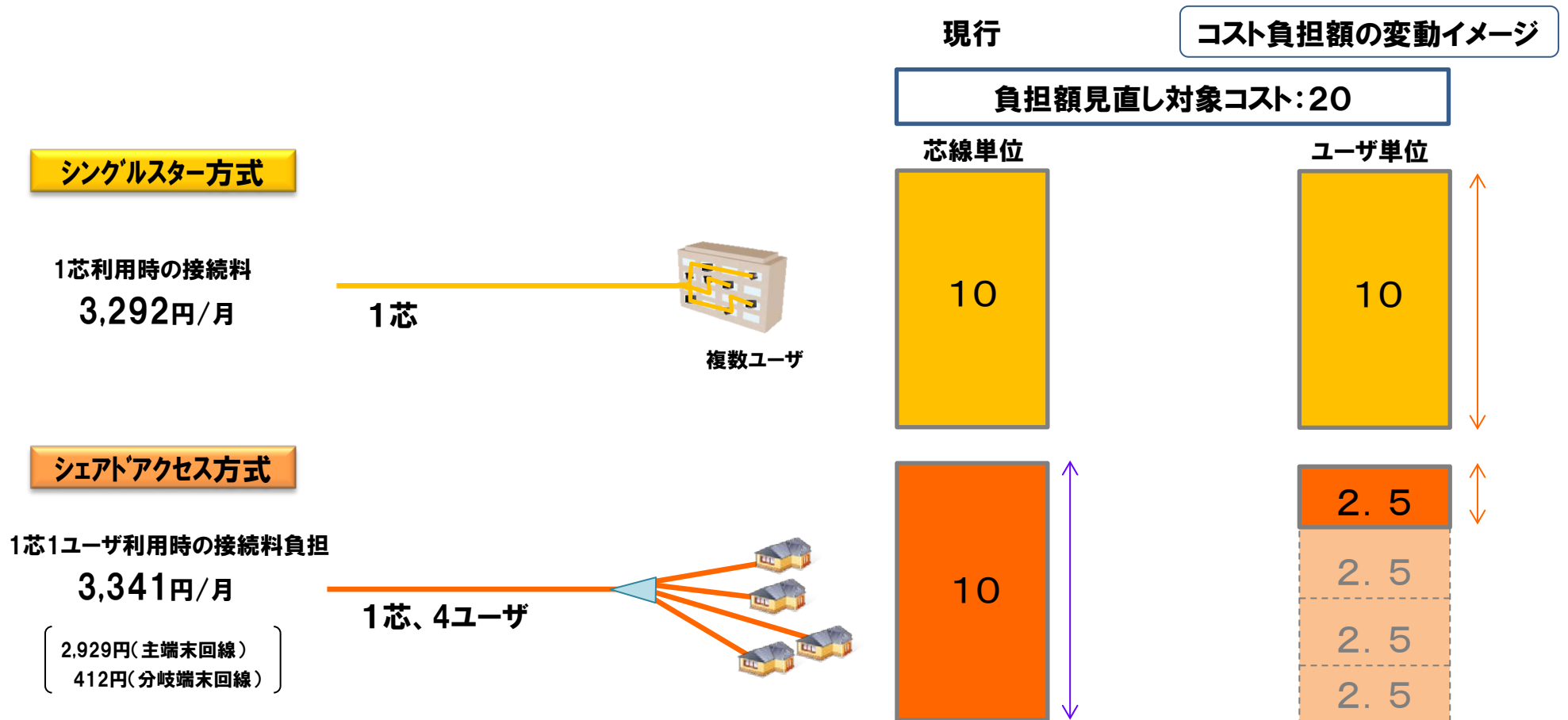
## ② 接続料負担に係る公平性が確保されない

- 利用者数の多い既存事業者が利用者数の少ない新規事業者のコストまで負担することで、新規事業者を優遇
- 既存事業者との間のスイッチング競争を助長するだけで、光の新規需要拡大は期待できない

- なお、本来、主端末回線に帰属すべきコストを利用者単位に負担するといったコスト負担の見直しを実施する考えはないが、現在の分岐端末回線接続料の算定方法に起因して、本来分岐端末回線に帰属すべきコストが主端末回線のコストに含まれているのであれば、コスト把握の精緻化を図り見直していく考え。

# モラルハザード的な利用を誘発

- シングルスター方式を利用する事業者は、シェアドアクセス方式を1芯1ユーザで利用した方がコスト負担が少ないため、モラルハザード的な利用を誘発。
- 非効率な設備構築を助長し、光のトータルコストが上昇するため、1ユーザ当たりコストが上昇。ユーザ料金の値上げを招くこととなり、光の新規需要拡大といった政策目的に寄与しない。



※接続料は東日本の2015年度適用料金。  
 シェアドアクセス方式の分岐端末回線は、シングルスター方式とコスト負担範囲を合わせ、工事費相当分を加算している。  
 このほか15年以内で解約する場合、残価相当の負担が必要。

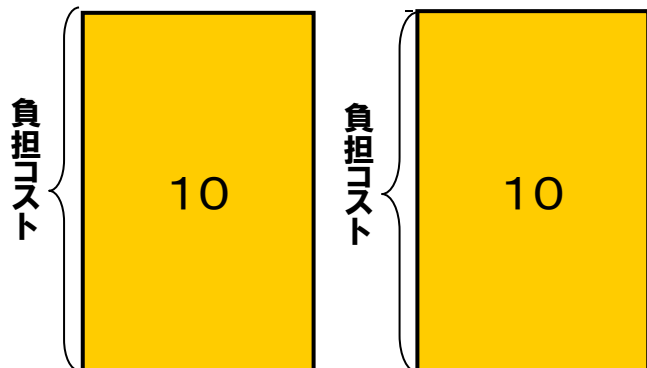
# 事業者間の負担の公平性が確保されない

- 本来主端末回線に帰属すべきコストの全部または一部を利用者単位(=分岐回線単位)で負担するといったコスト負担の見直しは、シェアドアクセス方式を利用する事業者間及び他の設備構築事業者との間の負担の公平性が確保されない。
  - ⇒ 利用者数の多い既存事業者が利用者数の少ない新規事業者のコストまで負担。  
(新規事業者から既存事業者にコストを付け替えているだけで、トータルコストが削減されているわけではない。)
  - ⇒ 利用者数の多い既存事業者の負担増の下で、利用者数の少ない新規事業者を優遇することにより、新規事業者が既存事業者との間のスイッチング競争が助長されるだけであり、光の新規需要拡大は期待できない。

## 【現在の主端末回線コスト負担】

利用した芯線単位に負担

トータルコスト:20

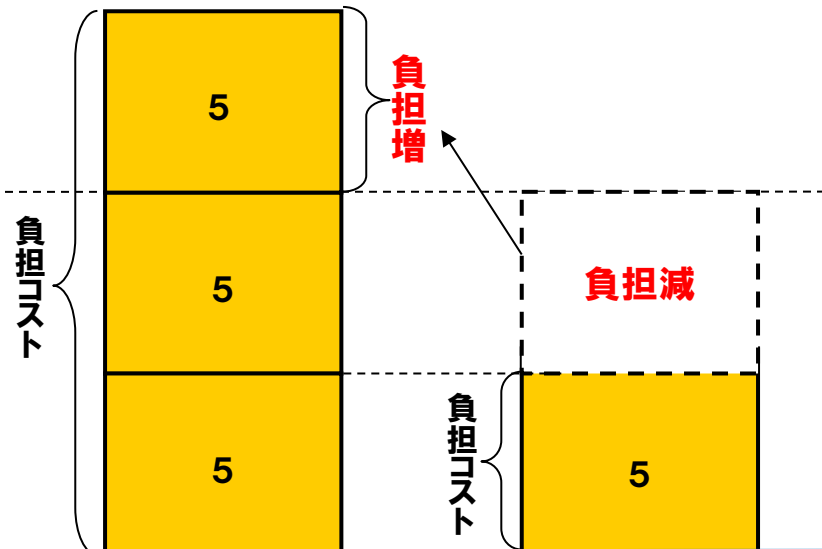


利用者数の多い事業者

利用者数の少ない事業者

## 【利用者単位に接続料を設定した場合】

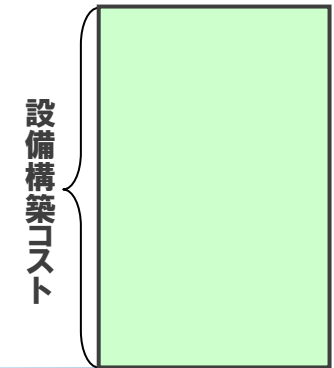
トータルコスト:20



利用者数の多い事業者

利用者数の少ない事業者

## 【設備構築事業者のコスト負担】



他の設備構築事業者

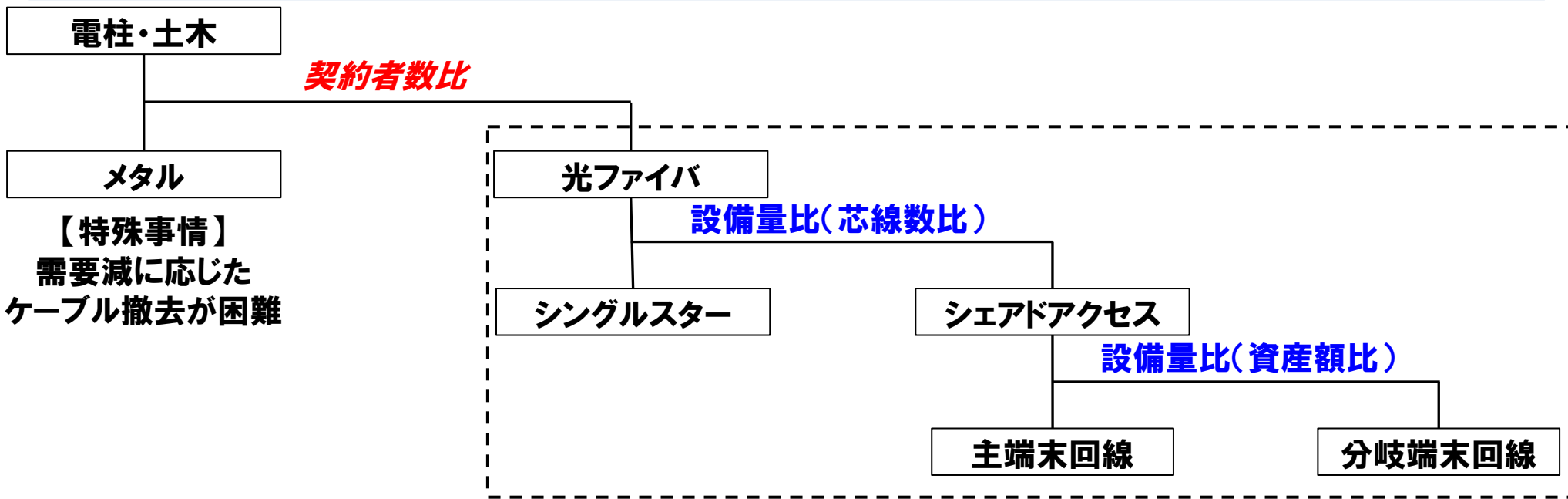
# 主端末回線に係るコストはすべて芯線単位で負担することが適切

- 主端末回線に係る電柱・土木設備コスト、未利用芯線コスト、共通費・管理費・試験研究費等の共通コストは、いずれも芯線単位で負担すべきコストであり、利用者単位の負担に見直すのは適切ではないと考える。

費用区分	当社の考え
電柱・土木設備コスト	<ul style="list-style-type: none"><li>・メタルと光との間の配賦方法を契約者数比としたのは、メタルの特殊事情に鑑み、メタルのコストを特定するために採用したもの。</li><li>・こうした特殊事情のない光については、従来どおり、設備量に応じて負担する考え方が適切。(主端末回線と分岐端末回線との間のコスト把握の精緻化であれば、検討していく考え)</li></ul>
未利用芯線コスト	<ul style="list-style-type: none"><li>・未利用芯線は現用芯線の補充のために用意するものであり、従来どおり、使用する芯線単位で負担する考え方が適切。</li></ul>
共通費、管理費、 試験研究費	<ul style="list-style-type: none"><li>・一般に、原価計算を行う場合の間接費は、直接費に応じて個々の製品やサービスに帰属させており、主端末回線及び分岐端末回線の直接費はそれぞれの設備量、つまり芯線の量に応じて発生する費用である以上、間接費である共通経費についても直接費に応じて整理する現行の考え方が適切。</li></ul>

# 電柱・土木コストは使用する設備量に応じて負担することが適切

- メタルと光との間の配賦方法を契約者数比としたのは、需要減に応じたケーブル撤去が困難といったメタルの特殊事情に鑑み、メタルのコストを特定するために特例的に採用したもの。本来は使用しているケーブル量に応じて負担すべきところを例外的に契約者数を以って配賦し、それに代えてメタルのコストを特定したもの。
- 一方、光については、需要は拡大しており、メタルのようなケーブルを撤去するといった特殊事情は存在しないため、メタルと光の配賦に際して例外的に使った考え方を採用する理由はなく、従来どおり、設備量に応じて負担する考え方が適切。  
⇒「メタル回線コストの在り方検討会」では、光の中でのコスト負担方法を利用者単位に見直す前提で検討したわけではない。仮に、コスト把握方法を見直すのであれば、設備量に応じて適切にコスト把握を行っている光側ではなく、例外的方法を採用したメタル側のコスト把握方法を、メタルの特殊性を踏まえたうえで、利用設備量に応じたコスト把握方法に見直すことが適当。
- なお、主端末回線と分岐端末回線との間のコスト把握の精緻化(次頁参照)であれば、検討していく考え。



光ファイバにはメタルのような特殊事情はない→設備量に応じた負担が適切

# 主端末回線と分岐端末回線との間のコスト把握の精緻化

- 本来主端末回線に帰属すべきコストを利用者単位に負担するといったコスト負担の見直しを実施する考えはないが、現在の分岐端末回線接続料の算定方法に起因して、仮に主端末回線のコストに分岐端末回線のコストが含まれているのであれば、コスト把握の精緻化を図り見直していく考え。

## 【現行のシェアアクセス方式のコスト把握方法】

- ・現在の分岐端末回線接続料の算定にあたっては、会計実績から原価を把握することが難しいため、分岐端末回線1回線あたりの投資額実績に設備管理運営比率を乗じて算定。
- ・この設備管理運営比率は、メタル回線も含めた端末回線設備全体の費用実績を端末回線設備全体の取得固定資産価額実績で除して算定。そのため、分岐端末回線コストを本来の発生態様により近づけるよう改善する余地がある。(故障修理コストや電柱・土木コスト等)
- ・主端末回線接続料の原価は、光ファイバのトータルコストから上記分岐端末回線接続料(=コスト)を除いて算定しており、仮に上記精緻化によって分岐端末回線接続料が上昇すれば、主端末回線接続料は引き下がる。

## ●シェアアクセス方式の総コスト



会計から個別に費用を把握することが難しいため、1回線あたりの投資額実績から原価を算定

分岐端末回線のコスト

$$\begin{aligned} &= \text{分岐端末回線の1回線あたり投資額実績} \\ &\times \text{設備管理運営費比率}(\ast) \\ &\times \text{分岐端末回線の回線数} \end{aligned}$$

$$\ast \frac{\text{端末回線設備全体の費用実績}}{\text{端末回線設備全体の取得固定資産価額実績}}$$

総コストから分岐端末回線のコストを差し引いて算定



# 未利用芯線に係るコストは使用する芯線数に応じて負担することが適切

- 未利用芯線は現用芯線の補充のために用意するものであり、従来どおり、使用する芯線単位で負担する考え方が適切。

## 設備構築・運用実態等

- ・未利用芯線は、効率的な事業運営や円滑なサービス提供を行っていく上で、将来使用する芯線であり、常に必要なもの。このように未利用芯線は、現用芯線の補充のために用意しておくものであり、その多寡に直接連動するのは、使用芯線数であって、現用のユーザ数ではない。

- ・現在の未利用芯線は、ケーブル種別による敷設コストの差が小さいこと等を踏まえ、極力追い張り等の追加投資が発生しないようにケーブル種別を選択したことにより、発生しているもの。



## 当社の考え

- ・未利用芯線に係るコストは、ユーザ単位ではなく、使用芯線単位で負担することが適切。
- ・他事業者が指摘している「シェアアクセス方式の需要対応用の未利用芯線に係る費用負担方法だけユーザ単位に見直す」という案は、不適切。

- ・現在の未利用芯線数は適正規模であり、非効率な設備構築を行っているものではない。

# 各論に対する当社の考え方

## 論点1-1:第二次答申後の取組に関する評価について

- 当社は、以下のとおり、他事業者による加入光ファイバの利用環境の整備に対して出来ることは全て実施しており、FTTH市場に参入するか否かは、もはや事業者の参入意欲の問題。
- 何故新規事業者が参入しないのか、より深掘りした議論・検討が必要。

項目	取組内容	当社の考え
既存の光配線区画の見直し	光配線区画の統合にあたっては、 ・現に收容されているユーザがなく、地理的・物理的条件の制約がない光配線区画については全て ・平均よりもカバーユーザ数が少ない光配線区画については、光ケーブルの支障移転や地中化を行ったタイミングで隣接する光配線区画と統合する等の見直しを実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 既存の光配線区画が小さく新規事業者がユーザを獲得できないという前提で議論が進められているが、以下の観点から、既存の光配線区画でも、複数ユーザの獲得は可能。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 現状の1の光配線区画の平均ユーザ数が50～60であることと固定系超高速ブロードバンド利用率が51.1%であることからすれば、1の光配線区画のうち25～30ユーザが光の未利用ユーザとなっており、新規獲得可能な市場は十分残っていること</li> <li>➢ 実際のFTTH市場では、新規ユーザの獲得競争だけでなく、既存ユーザを対象としたスイッチング競争も展開されていることからすれば、新規参入事業者にとって、光配線区画内の残ユーザ数にかかわらず当該エリアの全ユーザがターゲットとなること（当社のフレッツ光廃止ユーザへのヒアリング調査では、廃止ユーザのうち約30%（過去多い時期では約50%）が他社光サービスに移行している）</li> <li>➢ DSL事業者やNGN上でフレッツユーザを持つISP（例えばソフトバンク殿やTOKAI殿）は、現状ユーザを有しているため、これをシェアドアクセス方式に移行させるだけで、容易に当社と遜色ない收容ユーザ数を獲得することが可能と想定されること</li> </ul> </li> <li>• 何故新規事業者が参入しないのか、より深掘りした議論・検討が必要</li> </ul>
接続事業者向けの光配線区画の設定	別紙1参照	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 既存の光配線区画では複数ユーザを獲得が難しいと主張する事業者については、接続事業者向けの光配線区画を利用することで、複数ユーザの獲得が容易となる。</li> <li>• 何故、接続事業者向けの光配線区画を利用して事業者が新規参入しないのか、より深掘りした議論・検討が必要。</li> </ul>
エントリーメニューの導入	別紙2参照	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 主端末回線1芯に收容するユーザ数が少ない参入当初であっても、エントリーメニューを利用することで負担が軽減される。</li> <li>• 何故、エントリーメニューを利用して事業者が新規参入しないのか、より深掘りした議論・検討が必要。</li> </ul>
接続料の低減	主端末回線の接続料は、2014年度までの過去4年間で▲30%以上低減。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 主端末回線1芯に2ユーザ獲得できれば、1ユーザあたりのコストは約1,700円/月の負担で参入可能。</li> <li>• 既に低廉なユーザ料金を設定して、FTTH市場に参入している事業者がいるにもかかわらず、何故他の事業者が参入しないのか、より深掘りした議論・検討が必要。</li> </ul>

## ①接続事業者向け光配線区画に係る接続料

- ・接続事業者向け光配線区画では、区画が拡大して分岐端末回線の敷設距離が延びるため、分岐端末回線接続料は上昇。一方で、1の主端末回線でカバーする領域が既存の光配線区画と比べて2倍になるため、必要となる主端末回線数は減少し、トータルでの接続料の負担は低下。（次頁参照）
- ・分岐端末回線接続料は、接続事業者向け光配線区画の提供のために必要となるシステム開発の内容により異なる。システム開発を最低限とする場合（下表Bのパターン）の分岐端末回線接続料には、一部業務（設備設計、選定業務）を手動で行うための稼働コストが含まれている。また、同様に手動で行うこととなる工事発注等業務の稼働コストについては、1申込ごとに負担する手数料を設定。

システム開発内容	開発概算額 [ ]内は1年あたりの負担コスト	分岐端末回線接続料 (1回線ごと・月額)	システム開発費負担額 (1回線ごと・月額)	手数料 (1申込ごと)
A. 提供に係る機能について 全てシステム開発する場合	43億円 [14億円]	503円*1	97円*4	—
B. 最低限必要となる機能を システム開発する場合	21億円 [7億円]	522円*2	49円*4	1,028円*5
(参考)既存の光配線区画 を利用する場合	—	271円*3	—	—

\*1 既存の光配線区画を利用する場合の接続料に、分岐端末回線の敷設距離が増加する分のコストを加算（2013年度適用料金をベースに算出した額）

\*2 Aの料金に、設備設計、選定業務を手動で行うための稼働コストを加算（2013年度適用料金をベースに算出した額）

\*3 2014年度適用料金

\*4 他社DSLユーザ（2015.3末：約120万回線）が接続事業者向け光配線区画を利用したFTTHサービスに移行した場合の1ユーザあたりのシステム開発費負担額

\*5 工事発注等を手動で行うための稼働コスト（2013年度適用料金をベースに算出した額）

## ②その他の提供条件

- ・接続事業者向け光配線区画の選択単位は、当社収容局ビル単位とする。
- ・接続事業者は、既存の光配線区画と接続事業者向け光配線区画のいずれかの区画を収容局ビル毎に選択することが可能。
- ・接続事業者向け光配線区画に係る接続料等については、光信号分岐端末回線の設置場所にかかわらず（統合エリアに設置されるか被統合エリアに設置されるかにかかわらず）一律に適用。

# 【参考】接続事業者向け光配線区画を利用した場合の接続料負担額

## [ 2の既存光配線区画でそれぞれ1ユーザずつ獲得した場合 ]

### ①既存の光配線区画

配線ブロックA



主端末回線	2,808円×2	=	5,616円
分岐端末回線	271円×2	=	542円
光屋内配線	185円×2	=	370円
回線管理運営費	61円×2	=	122円
合計		=	6,650円

1ユーザあたり負担額: 3,325円

配線ブロックB



### ②接続事業者向け光配線区画(全てシステム開発する場合)

配線ブロックA'



主端末回線	2,808円×1	=	2,808円
分岐端末回線	503円×2	=	1,006円
光屋内配線	185円×2	=	370円
回線管理運営費	61円×2	=	122円
システム開発負担額	97円×2	=	194円
合計		=	4,500円

1ユーザあたり負担額: 2,250円

③1ユーザあたり負担額の  
差分(②-①)

▲1,075円/ユーザ

## [ 2の既存光配線区画でそれぞれ1ユーザと2ユーザを獲得した場合 ]

### ①既存の光配線区画

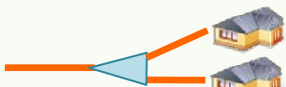
配線ブロックA



主端末回線	2,808円×2	=	5,616円
分岐端末回線	271円×3	=	813円
光屋内配線	185円×3	=	555円
回線管理運営費	61円×3	=	183円
合計		=	7,167円

1ユーザあたり負担額: 2,389円

配線ブロックB



### ②接続事業者向け光配線区画(全てシステム開発する場合)

配線ブロックA'



主端末回線	2,808円×1	=	2,808円
分岐端末回線	503円×3	=	1,509円
光屋内配線	185円×3	=	555円
回線管理運営費	61円×3	=	183円
システム開発負担額	97円×3	=	291円
合計		=	5,346円

1ユーザあたり負担額: 1,782円

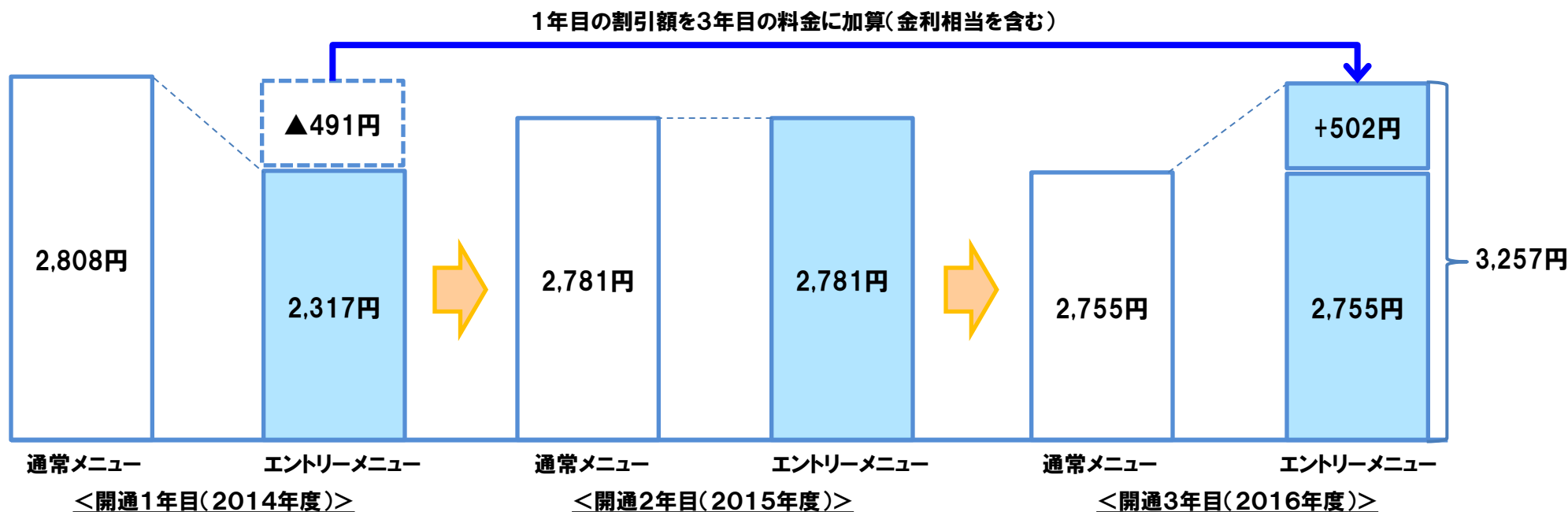
③1ユーザあたり負担額の  
差分(②-①)

▲607円/ユーザ

## エントリーメニューの概要

- エントリーメニューは、シェアアクセス方式の主端末回線接続料について、開通後1年目にあたる料金については通常メニューから一定額を割り引いた額を適用し、開通後2年目の料金については通常メニューと同額、3年目にあたる料金については、通常メニューに1年目の割引額(2年間分の金利相当を含む)を加算した額を適用。なお、4年目以降は通常メニューと同額の料金を適用。
- エントリーメニューの適用エリアは、2012年3月末時点において、フレッツ光提供ビルのうち、他事業者の参入しているエリアがそのカバーエリアの半数に満たない当社収容ビルエリアが対象。

### [参考]2014年度に開通した芯線に適用される料金の経過年数別イメージ



## 論点1-2: 接続事業者の参入を容易にするための更なる措置

- 接続料の低廉化の見通しを踏まえた光ファイバ接続料の在り方を検討すべきであり、新規需要の拡大に繋がらず、トータルコストの上昇を招く問題のある算定方法の見直しは避けるべきと考える。

論点	当社の考え方
<p>加入光ファイバに係る接続料の推移や、これまでの「光配線区画」の見直しやエントリーメニューの導入の取組の成果を踏まえて、接続事業者の参入を容易にするための更なる措置を検討する必要があるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまでの「光配線区画」の見直し、エントリーメニューの導入の取組や光ファイバ接続料の低廉化を踏まえれば、前述したとおり、接続事業者が参入可能な環境は既に整っていると考えている。また、今後の光ファイバ接続料の低廉化見通しを踏まえれば、接続事業者の参入は更に容易となる。したがって、新規需要の拡大に繋がらず、トータルコストの上昇を招く問題のある算定方法の見直しは避けるべきと考える。</li> </ul>
<p>第二次答申後の取組が本質的な成果を上げていないと評価する場合、競争阻害要因を解消し、「接続」による新規参入を容易にするためには、どのような措置を講ずるべきか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 引き続き、接続料の低廉化や、収容率の向上に向けた光配線区画の統合を進めるだけでよいか。</li> <li>- 光配線区画の統合だけで本質的な解決を図ることは困難という前提を置いた上で、個別の費用をより精緻に分析し、接続料の算定方法の在り方を見直すことにより、費用構造(☞ 42頁)を変えるべきか。</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>委員限り</b> <span style="float: right;"><b>枠内の情報は委員限り</b></span></p>
<p>電気通信事業者にとって、「自己設置」や「卸」に加えて、「接続」が選択肢の一つになっていることが、FTTH市場における競争の前提として必要ではないか。</p>	

## 論点2-1：光配線区画の特定に係る課題への対処の在り方

## 論点2-2：光配線区画の事後的な分割・縮小に係る課題への対処の在り方

- 光配線区画の更なる利便性向上に向け、今後とも事業者の要望に応じて、情報の精緻化・詳細情報の開示を実施していく考え。
- 誤情報については、速やかに無償で修正するとともに、今後同様の誤りが発生しないよう、チェック機能を強化。

論点	当社の考え方
光配線区画情報に誤情報が含まれており、接続事業者による区画の特定が困難との指摘があるが、円滑な接続の実現には、正確な情報提供が不可欠ではないか。このため、まずは、誤情報が含まれた原因について、NTT東西自身が分析し、再発防止策を検討することが必要ではないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「誤情報問題」と指摘されている事象は、住所と光配線区画との括り付けを一部誤って登録していたことにより発生。指摘を受けたエリアだけでなく、他エリアについても確認を行い、修正を実施。修正した情報については、これまでに誤った情報をお渡しした接続事業者に対し、速やかに無償で提供する予定。今後、同様の誤りが発生しないようチェック機能の強化を実施。</li> </ul>
光配線区画情報に誤りがなくても、現在提供されている情報だけでは区画の特定が困難との指摘については、現在、どのような追加情報が必要か事業者間で協議が行われているが、情報開示の実効性を制度的に担保することは必要か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ソネット殿からは、近傍に複数の光配線区画が存在し、光配線区画の境界が入り組んでいるため、区画が重複しているように見えるようなケースがあるとの指摘を受けている。</li> <li>本指摘については、光配線区画の境界をよりわかりやすくするために、これまで提供している区画の外縁の電柱等の情報に加えて、全ての電柱やハンドホールがどの光配線区画に属するかを示す情報を追加提供する。今後とも、接続事業者の要望に応じて光配線区画に係る情報を追加提供していく考え。</li> </ul>
接続事業者の事業展開は区画の広さに左右されるため、事後的に分割・縮小されれば、接続事業者の事業戦略上の予見性を損なうのではないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>光配線区画が事後的に分割・縮小される事例は、ケーブル地中化や道路拡幅による大規模なケーブル移転等といったやむを得ない事情によるもの。</li> <li>こうした光配線区画の構成に変更があった場合は、今後、当該光配線区画名を接続事業者へ通知する。</li> </ul>
一方、光配線区画が分割・縮小される事情には様々なものがあるため、NTT東西が、接続事業者に対し、どのような場合に分割や縮小が行われるのかを事前に提示することは難しいのではないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>なお、接続事業者から、1の主端末回線に8ユーザを収容する前に新たな主端末回線を増設している場合があるとの指摘があり、現在事実関係を調査中。8ユーザに満たない状況での主端末回線の増設は、事業者から8ユーザを超える申込みがあった後の取消・廃止や、道路拡幅による大規模なケーブル移転等による光配線区画の統合といった外生的事情等により起こり得るものであるが、調査の上、仮に当社に不手際があれば、速やかに対応していく考え。</li> </ul>
事後的に分割・縮小される光配線区画について、接続事業者への影響の緩和のため、どのような措置を講じるべきか。	



## 論点3-1: 接続料原価の算定の在り方

- 現在、光ファイバ接続料の算定に用いている経済的耐用年数は、財務会計上の耐用年数を用いており、適切なものと考えている。
- 本来主端末回線に帰属すべきコストを利用者単位に負担するといったコスト負担の見直しを実施する考えはないが、現在の分岐端末回線接続料の算定方法に起因して、仮に主端末回線のコストに分岐端末回線のコストが含まれているのであれば、コスト把握の精緻化を図り見直していく考え。

論点	当社の考え方
<p>現在用いられている経済的耐用年数は、合理的なものとなっているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 現在、光ファイバ接続料の算定に用いている経済的耐用年数は、財務会計上の耐用年数を用いており、適切なものと考えている。財務会計上の耐用年数は、企業会計の考え方に従い、使用実態等を踏まえ、監査法人の承認を得た上で2008年度に見直しを行っており、これ以降に耐用年数に影響を及ぼす技術革新や使用実態等に大きな変化がないことから、見直すことはできない。</li> <li>• なお、「長期増分費用モデル研究会」報告書において示された経済的耐用年数は、採用する関数など前提の置き方によって結果に幅が生じる様々な推計値がある中で、長期増分費用方式(LRICモデル)で接続料を算定するために選択したものであり、実際費用方式で算定する光ファイバ接続料に用いることは適切ではないと考える。</li> </ul>
<p>その他、接続料原価の算定の在り方について見直すべき点はないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本来主端末回線に帰属すべきコストを利用者単位に負担するといったコスト負担の見直しを実施する考えはないが、現在の分岐端末回線接続料の算定方法に起因して、仮に主端末回線のコストに分岐端末回線のコストが含まれているのであれば、コスト把握の精緻化を図り見直していく考え。 (21ページ参照)</li> </ul>

## 論点3-2:事業者からの提案 A (分岐単位接続料)について

- 接続料の低廉化の見通しを踏まえた光ファイバ接続料の在り方を検討すべきであり、新規需要の拡大に繋がらず、トータルコストの上昇を招く問題のある算定方法の見直しは避けるべきと考える。

論点	当社の考え方
<p>加入光ファイバに係る(全ての)接続料原価について、現行のように利用芯線数に応じて費用負担する方法から、契約者数に応じて費用負担する方法へと見直すべきとの意見を、どう考えるべきか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 光配線区画の広さ(区画内の世帯数の多寡)に依存しにくい接続料体系 (☞44頁)</li> <li>・ 接続事業者による収容率向上に向けたインセンティブ (☞ 44頁)</li> <li>・ 第二次答申で示された6つの課題との関係 (☞ 17頁)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本来主端末回線に帰属すべきコストの全部または一部を利用者単位(=分岐回線単位)で負担するといったコスト負担の見直しは、光のトータルコストを削減する効果はないばかりか、不公正な利用を誘発することで非効率な設備構築を助長し、光のトータルコストが上昇する弊害が生じる。</li> <li>• また、競争促進の観点からも、こうした見直しは、接続料負担に係る公平性が確保されず、既存事業者に新規事業者のコストを負担させることで新規事業者を優遇することとなり、結果として既存事業者との間のスイッチング競争を助長するだけで、光の新規需要拡大といった政策目的に寄与しないと考えている。</li> <li>• したがって、当社としてこうした見直しを実施する考えはない。</li> </ul>

## 論点3-2:事業者からの提案 B (個別費用の負担の在り方)について

- 主端末回線に係る電柱・土木設備コスト、未利用芯線コスト、共通費・管理費・試験研究費等の共通コストは、いずれも芯線単位で負担すべきコストであり、利用者単位の負担に見直すのは適切ではないと考える。

論点	当社の考え方
<p>加入光ファイバに係る接続料原価のうち、電柱・土木設備の施設保全費等の費用負担について、現行のように利用芯線数に応じて費用負担する方法から、契約者数に応じて費用負担する方法へと見直すべきとの意見があるが、このような意見について、どのように考えるべきか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「費用の発生の態様」に応じた接続料</li> <li>メタル検討会を踏まえた配賦方法の見直し (☞51頁)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>メタルと光との間の配賦方法を契約者数比としたのは、メタルの特殊事情に鑑み、メタルのコストを特定するために採用したものの。</li> <li>こうした特殊事情のない光については、従来どおり、設備量に応じて負担する考え方が適切。(主端末回線と分岐端末回線との間のコスト把握の精緻化であれば、検討していく考え)</li> </ul> <p>(20頁参照)</p>
<p>加入光ファイバに係る接続料原価のうち未利用芯線に係る費用について、現行のように利用芯線数に応じて費用負担する方法から、契約者数に応じて費用負担する方法へと見直すべきとの意見を、どう考えるべきか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「費用の発生の態様」に応じた接続料</li> <li>光配線区画の広さ(区画内の世帯数の多寡)に依存しにくい接続料体系 (☞48頁)</li> <li>接続事業者による収容率向上に向けたインセンティブ (☞ 48頁)</li> <li>全体に占める未利用芯線に係る費用の割合(45.7%)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>未利用芯線は現用芯線の補充のために用意するものであり、従来どおり、使用する芯線単位で負担する考え方が適切。</li> </ul> <p>(22頁参照)</p>
<p>加入光ファイバに係る接続料原価のうち共通費、管理費、試験研究費などの共通経費について、現行のように利用芯線数に応じて費用負担する方法から、契約者数に応じて費用負担する方法へと見直すべきとの意見があるが、このような意見について、どのように考えるべきか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「費用の発生の態様」に応じた接続料</li> <li>全体に占める共通経費の割合(第一種指定設備管理運営費に占める割合は、共通費:2.5%、管理費:3.8%、試験研究費:2.7%(※))</li> </ul> <p>※ NTT東日本:平成26年度適用接続料</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般に、原価計算を行う場合の間接費は、直接費に応じて個々の製品やサービスに帰属させており、主端末回線及び分岐端末回線の直接費はそれぞれの設備量、つまり芯線の量に応じて発生する費用である以上、間接費である共通経費についても直接費に応じて整理する現行の考え方が適切。</li> </ul>

## 論点3-2:事業者からの提案 B に関する意見:モラルハザード的な利用について

- シングルスター方式を利用する事業者は、シェアドアクセス方式を1芯1ユーザで利用した方がコスト負担が少ないため、モラルハザード的な利用を誘発。  
その結果、非効率な設備構築を助長し、光のトータルコストが上昇するため、1ユーザ当たりコストが上昇。ユーザ料金の値上げを招くこととなり、光の新規需要拡大といった政策目的に寄与しない。  
また、当社は接続事業者の利用用途を把握することはできず、そもそもサービス多様性の観点から主端末回線の利用方法を制約すべきではないことから、モラルハザード的な利用を排除することはできない。  
したがって、モラルハザード的な利用を誘発する利用者単位でのコスト負担方法への見直しは避けるべきと考える。

論点	当社の考え方
<p>費用の一部の負担を「芯線単位」から「契約者単位」に見直した場合、本来シングルスターを利用すべき接続事業者が、故意に、シェアドアクセス方式を1収容で利用する「モラルハザード的な利用」が誘発されるとの懸念がNTT東西から示されているが、この点についてどのように考えるべきか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• シングルスター方式を利用する事業者は、シェアドアクセス方式を1芯1ユーザで利用した方がコスト負担が少ないため、モラルハザード的な利用を誘発。</li> <li>• その結果、非効率な設備構築を助長し、光のトータルコストが上昇するため、1ユーザ当たりコストが上昇。ユーザ料金の値上げを招くこととなり、光の新規需要拡大といった政策目的に寄与しない。</li> </ul>
<p>接続事業者からは、シングルスター方式では高いサービスレベルが要求されること、OSUの設備効率を向上させる必要があることからモラルハザード的な利用は発生しないとの意見が示されている。また、運用ルールや罰則規定によりそうした利用を排除することも可能という意見もある。これらについて、どのように考えるべきか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 当社は接続事業者の利用用途を把握(他事業者から利用用途について当社に通知するルールを作ったとしても、それを当社で確認することが)できないことから、運用ルールや罰則規定を設けたとしても、実質的にはモラルハザード的な利用の歯止めにはならない。 →シングルスター方式とシェアドアクセス方式において、当社が保障しているサービススペックは同等であることから、高いサービスレベルが要求されてもシェアドアクセス方式で対応可能であるため、モラルハザード的な利用の懸念を払拭できない。 →OSUの設備効率を向上させる必要があるのでモラルハザード的な利用は発生しないと指摘する事業者であれば、OSUの設備効率の向上に連動して、主端末回線1芯に収容するユーザを増やせるため、モラルハザード的な利用を誘発する算定方法の見直しを行う必要はないと考える。</li> <li>• そもそも、サービス多様性の観点から、主端末回線をどのように利用するか(1芯に何ユーザを収容するか)は事業者のサービス戦略に委ねるべきものであり、主端末回線の利用方法を制約することは避ける必要があることから、モラルハザード的な利用を排除することはできないと考える。</li> </ul>

## 論点3-3: 接続料の水準(上昇傾向)への対処の在り方

- 乖離額調整制度が光ファイバ接続料の低廉化に寄与してきたことを踏まえれば、引き続き、将来原価方式に乖離額調整制度は必要。
- 光ファイバ接続料の上昇は、自己資本利益率の影響による一時的なものであり、今後接続料が上昇を続けていくという懸念は当たらないため、激変緩和措置を講じたとしても、後年度の接続料の上昇幅を増幅するおそれはないことから、必要に応じて激変緩和措置を採り得る仕組みを残すことが必要。

論点	当社の考え方
<p>平成27年度の接続料は上昇し、平成28年度の接続料も乖離額調整により上昇する懸念がある。上昇が一時的なものである場合、乖離額の一部を後年度の負担とすれば負担の平準化が期待できるが、上昇が一時的なものでない場合に後年度へ先送れば、後年度の上昇幅を増幅することにならないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2015年度の接続料の上昇要因は、主要企業の自己資本利益率の上昇に伴い自己資本費用が増加したことによるものであり、1芯あたりの設備管理運営費自体は低減し続けていることからすれば、今後接続料が上昇するとしても、その影響は一時的なものと想定しており、今後接続料が上昇を続けていくという懸念は当たらないと考えている。 そのため、仮に今後急激な接続料の変動が生じ、乖離額の一部を後年度の負担とする激変緩和措置を講じたとしても、後年度の接続料の上昇幅を増幅するという懸念は当たらないと考えており、必要に応じて激変緩和措置を採り得る仕組みを残すことが必要。</li> </ul>
<p>また、接続料水準の予見性が損なわれるおそれがある点を、どのように考えるべきか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 仮に乖離額調整を行うことにより予見性が損なわれるとして、乖離額調整制度を廃止すべきとの指摘であれば、これまで将来原価方式に乖離額調整制度を適用することで、当社は自社の需要だけでなく、他事業者の需要も積極的に見積もることが可能となり、これにより接続料の低廉化を実現するとともに、将来の低廉化した接続料水準を示すことで、需要喚起に寄与してきたところ(乖離額調整をなくした場合、他社需要予測は保守的にならざるを得ず、その結果、接続料が低廉化せず他社需要が増えないといった悪循環となる)。したがって、当社としては、引き続き、乖離額調整を前提とした将来原価方式とすることが望ましいと考えている。</li> <li>• 当社は、光ファイバの償却方法について定率法から定額法への見直しを検討中であり、仮に定額法に見直した場合には、減価償却費は大幅に低減する見通しであるが、こうしたコスト削減効果を接続料に早期に反映し、将来の低廉化した接続料水準を示すことで、今後とも更なる需要喚起に寄与していきたい。</li> </ul>